

Title	《明石元二郎文書》及び解題：主要書簡を中心に
Sub Title	Akashi Motojiro papers
Author	日本政治外交史研究会(Nihon Seiji Gaikoshi Kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1985
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.58, No.9 (1985. 9) ,p.75- 104
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19850928-0075">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19850928-0075</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 資料

# 《明石元二郎文書》及び解題

——主要書簡を中心に——

## 日本政治外交史研究会

解題

明石元二郎文書

明石元二郎履歴書

## 解題

ここに紹介する「明石元二郎文書」は、NHK「歴史への招待」の担当者が、我々の研究会に解説を依頼してきたものである。当初は、日露戦争時における明石元二郎の活動を追う予定であったが、明治期のものには日付不明の葉書・メモの類が多く、結局体系的な考察は不可能であった。それに対して大正期のもの、殊に参謀次長、及び第六師団長時代に注目すべき書簡が多かったため、我々は、本文書の所有者である御令孫明石元紹氏に活字化の御許しをいただき、ここにそのほぼ重要な部分

を公にする次第である。その後、明石元紹氏は本文書の散逸を防ぐため、この種の史料を多く所蔵する国立国会図書館憲政資料室にそのすべてを寄贈された。ここで紹介した史料は、現在同資料室にて一般に公開されている。

明石の経歴については、後掲の履歴書を参照して頂くことにして、まずここに収録しなかった明石元二郎自身の書簡について触れておく。それは立花小一郎宛一通を除き、すべて家族、とくに母親秀に宛てたものである(1-44、1-46は書簡の部に入っているが葉書のみであり、本来葉書の部に収録されるべきもの)。そのほとんどが簡単な紙片もしくは絵葉書を封筒に入れて送ってきたものであるが、時期は大きく二つに分けられる。第一は、日清戦争前後の時期、つまりドイツ留学と近衛師団参謀(台湾攻略戦参加)時代、第二は、日露戦争直前のフランスおよびロ

シア大使館付武官時代である、それぞれ、外地での生活状況や所感を綴り、また俸給や郵便に関する注意などを知らせてきたものである。政治外交史上とくに取り上げるべきものはないと思われるが、目についたものに、日清戦争に際してドイツ留学中ゆえに出征できないことを嘆いた書簡がある（1—8、その直後に帰朝命令が出て台湾攻略戦に臨むことになる）。他には、陸軍士官学校で一期下にいた同じ九州出身の宇都宮太郎との交遊ぶりを窺うことのできる書簡が幾通もあり、「由比、宇都宮の二將軍は、又明石將軍が経世論らざる親しい仲であった」という小森徳治著『明石元二郎』（原書房覆刻、一九八〇年）の記述を裏づけている。なお、1—1は明石の兄が母親と元二郎に出したものである。

以下、時代を追ってここに収録した書簡を紹介する（ゴチック体が収録した書簡である）。まず一九一〇年（明治四三年）五月の二通の大久保春野書簡（21—1・2）であるが、これは韓国併合に対する陸軍内の根回し的一端を示したものである。当時大久保は韓国駐劄軍司令官、明石は同参謀長の地位にあった。伊藤博文暗殺以後、伊藤の後を襲った曾禰荒助も病氣勝ちで辞職直前だったこともあり、陸軍内部には急速に韓国併合の声が高まっていた。明石は五月五日に帰京すると、その日の内に寺内正毅陸相に招かれ、「韓国視察の事」に関して、「田中大佐を招き共に研究すへき旨」の指示を受けている（山本四郎編『寺内正毅日記』京都女子大学、一九八〇年）。寺内は、この後五月一日

に山県伊三郎に副統監就任を依頼し、一三日にそれが承諾されると、三〇日にみずから統監に就任する。なお八日付書簡中の「長岡」とは長岡外史軍務局長のことである。

桂太郎書簡（一九二二年、7—1）は、明石への返書である。桂の辛亥革命に対する認識を示したものであり、山県有朋を中心に陸軍が強く主張していた満州への派兵論に第二次西園寺公望内閣が従わぬことに対する不満を吐露したものである。ここで、列国との主導権争いに対する焦りが派兵論の根拠のひとつとされている点は興味深い。なお、桂は寺内にも同様の不満を述べた書簡を出している（寺内正毅関係文書「国立国会図書館憲政資料室所蔵一〇四—三・二六」）。

小川平吉を経て送られてきた中野二郎（天門）の山東政策意見（一九二五年、18—1）は、青島戦の勝利によってはじめて中国本土に現実的な足掛かりをつかんだ日本が、中国への積極的な政策に思いをめぐらす思想情況の一端を示している。小川自身も東亜同文会幹事長として、一九一四年（大正三年）一月八日に、「対支外交東洋平和根本策」と題する对中国政策を謄写印刷して各方面に配っている。その後、小川は青島戦視察から帰京した明石と頻繁に連絡をとりあい、中国政策を議論している（小川日記『小川平吉関係文書（上）』みすず書房、一九七三年）。この時期の明石の中国政策に関しては、「寺内文書」と「岡市之助関係文書」（国立国会図書館憲政資料室蔵）中の書簡及び上申書から、かなり強硬な姿勢を読み取ることができる。中野二郎

については、『東亜先覚志士記伝』下巻(原書房一九七四年)に小伝があり、また『中野天門・鈴木天眼両氏追悼会概況追懐談』という小冊子(黒龍会一九三〇年)も参照されたい。

八月一二日付大迫尚道書簡(22―)は大阪の第四師団長として、青島戦への参加を明石参謀次長に要請したものである。結局久留米の第一八師団を中心とする青島攻囲軍に、第四師団の一部が参加することになる。この独立師団に小部隊を付す編成に対し、寺内が八月二二日付の書簡(32―11)で、その不統一性への懸念を示している。明石は参戦問題等に関する東京の情報を、電報によって連日朝鮮の寺内に伝えていた(寺内正毅日記『参照』)。この書簡は、開戦時における寺内の中国方針をしめすものとして殊に興味深く、他にこれに類するものは、『後藤新平文書』(雄松堂マイクロフィルム版)中の八月七日付後藤宛書簡が知られているだけである。そこでは「袁君之手腕決て全支の安寧を維持すること困難」との認識のもとに、「此間之治安を維持し、東亜之大局を支持するものは何人にも無之、我帝国ならざる可らず」と述べられていたが、この書簡ではその具体的方法として、満州は日本の手で、中国本土は中国によってそれぞれ治安維持に当たる、との案が出されている。それにより、第一次大戦下の列強不在の中で、「亜細亜モンロー主義」を確立しようというわけである。ただ、中国との交渉に際して、威圧的手段を用いるべきか否かに関しての寺内の意向は明らかでない。山県が「对支政策意見書」(大山梓編『山県有朋意見書』

原書房一九六六年)で明確に威圧策を批判し、反対に田中義一や明石が目的達成のためには威嚇的手段も必要であると強調していた(寺内文書三二五―二四、六一―三四)のに比べると、寺内が開戦時にそのいずれに属していたのかを示すことは現在の史料状況の中では難しい。

一九一四年(大正三年)二月一〇日付寺内書簡(32―13)は、第三五議会に提出が予定されていた陸軍の二個師団増設要求に対する政友会の反対的意向を、「党派根性の悪習慣」と批判したものである。当時唱えられた政友会の増師反対論が、政策論的見地からではなく、大隈一同志会内閣への対抗のためになされたものであることはつとに知られている。すなわち政友会としては予想される議会解散にあたって、増師反対姿勢の堅持が有利と考えられていた(『原敬日記』二月四日・七日、福村書店、一九六五年)。一方寺内はこの問題に関し、陸軍も議会解散にやむをえず同意し、「他日の活路を求むる外手段はなかるべし」との考えを岡陸相に示していた(『岡文書』八一―九)。ただしその際、あくまで「陸相は政党员にあらざるを以て、勉めて独立の意見」としてそれを述べ、その上で「進退を決するに際しては閣員たるの責任を分つは辞せずと謂ふ態度」のもので、消極的に解散への同意を与えるべきであると付記している。陸軍の政治的独立性を維持するためには、なにごとにつけ一党に偏する態度をとるべきではないとの考えにもとづくものである。その点に関連して、この時寺内が総選挙の結果「万一反对党多数と

もならば、現政府をして今一回解散を實行せしめ度」（田中文書「一月五日付」との希望を漏らすほどに同志会側の勝利を信じていなかったことは重要である。寺内の子想は山県や田中義一とも共通したものであった。政友会の方も野党の立場での総選挙を何とか避けるため、倒閣と増師実現との取り引きを山県等に持ちかけていた。そこで山県たちは総選挙による政友会勢力の削減を決意していたにもかかわらず、総選挙に対する悲観的な見通しゆえに、政友会との取り引きに乗るポーズを示さざるをえなかったのである。単純に同志会内閣による解散に与したのでは増師問題を政争の具に供することになり、また同志会が議會過半数をとれぬ限り増師の実現は不可能ということを考慮してのことであった。それゆえ彼等は、陸相が解散問題に対して「適当に政友会にも対応し、堅く増師問題を擁して最初は中立の位置に立ち、結局閣員と行動を共にする」（同三二五—二九）という虚々実々の手際を見せ議会展散に対する陸軍への責任追及・反感を回避し、将来における増師問題解決のための有利な状況を作り出す態度をとることを期待していた。ところが岡陸相は、「恰も同志会中の大臣たるが如き感で」解散に同意する。これにより政友会は、「岡陸相の在る間は必ず（増師案に）反対する」意向を持ったと田中は寺内に訴えている（寺内文書「三二五—二九」。山県・田中・寺内の三者は、この岡陸相の態度を引責辭職に価するとしたが、それは岡がこのような彼等の戦略に理解を示さなかったからであった（寺内文書「三二五—三〇」。田

中文書「一月五日付寺内書簡」。

ここには収録しなかったが、一九一五年（大正四年）一月八日付の寺内書簡（本文書32—7）には、総選挙について、「我陸軍は余り政事運動に關係せず、国民に向つて軍備の必要を明白に鼓吹することに力められ度と切望仕候」との要望が書かれている。寺内は田中にも同五日付で、「陸軍は世上の雜誌其他啓書に世界之動勢并に欧州の戦況戦備之多寡国防の必要等、充ゆる軍備問題を手短に簡易に説明し、世上の矇者を開眼せしむることに必要に可有之と存申候。其他の策略は余り弄せず餘りに総選挙之結果を見ること可然乎と存申候」と書き送っていた（田中文書）。議會対策にとどまらず、その背後にある国民に対する積極的な働きかけを提案している点が注目される。世論の動向が議會を左右するという構造を明確に理解した上で、増師への世論形成の必要性を説いたのであった。この流れは、一九一五年秋に第一次大戦の調査研究機関として設置される臨時軍事調査委員会による一般向け講演、そして田中陸相による新聞班の設置へとつながっていくことになる。

さてこの選挙の時期は、また「對華二ヶ条要求」の交渉が進められた時期でもあった。一月二三日付山県書簡（41—1）は、明石參謀次長に山県自身の考えを披瀝し、その上で現段階において陸軍が準備しえることは怠りなく進めておくようにとの注意を与えたものである。山県の中国政策の原則は、「對支政策意見書」に示されている通り、中国政府を援助して日中提

携関係をつくり、それにより利権拡充を実現しようというものであった。その見地からすれば突然、「二一ヶ条要求」を突きつけようとする加藤高明外相の方針には、「全く反対之意見」であったわけである。とはいえ、満州利権は重要であるだけに、一旦交渉を開始する以上、その目標達成のためには軍事的威嚇をも辞すべきでないと考えていた点は重要である。政府の政策を変えられぬ以上、それに即した考慮をしていく他はないということであろう。

注意を与えられた明石次長は、寺内宛の二月三日付書簡（寺内文書 六一四四）で、満州と山東の駐屯軍交代の時に、新旧部隊の重複駐屯をすることで実質的な増兵を行う計画を披瀝している。実際にこれは、加藤外相の指示のもとで、三月中旬の交渉停滞時に実施されている（『日本外交文書』大正四年上冊二〇六頁、二四九頁以下）。

三月一九日付寺内書簡（32―2）は、日本政府が国内の総選挙に忙殺されている間に中国が交渉に対して「悠々工夫を凝し居」との憂慮を示し、その上で、この増兵実施の効果に対する期待と不安とを述べたものである。これより先、寺内は交渉に関する報告がないことを心配していた（二月六日付書簡）。またすでに明石に対して朝鮮駐屯軍の満州出兵計画を承認していたことを考え合わせると（寺内文書 六一四八、二月二日付）、この書簡は増兵計画の直接的指揮者である明石に対する激励であったと理解することができる。寺内も山県同様、少なくとも交渉

の進んだ段階における威圧策には反対していなかったのである。ここには収録しなかったが、この他に三月一四日付の松川敏胤書簡が、「二一ヶ条」問題に触れて、「何卒腰を大磐石の上に抱へて御料理の程願敷奉存候」と明石次長を励ましている。

八月九日付寺内書簡（32―3）と教育総監上原勇作の同一二日付書簡（35―1）は、大浦事件をめぐる内閣総辞職―改造留任劇に言及したものである。寺内は、「我利々々亡者」の内閣に不満を持ちつつも、とにかく現時点では留任させ、大正天皇即位礼を迎えることを望んでいた。山県にも、「一步誤れば又先年の履轍（大正政変）を踏むべし、此際元老諸公の熟慮を乞ひたしと思ふ、結局大隈伯に大礼を済せらるゝ迄御委任あるより外勿るべし、徒らに内政に紛擾を醸し外侮を招くは国家の恥辱之より大なるはなしと愚考す」（寺内文書 四二一一）と伝えていた。藩閥勢力にとって大隈重信首相の後継は寺内以外にはなかったが、ここでの出馬は桂の二の舞になると寺内自身は考えていたのである。

これより先、加藤外相に不満を持つ元老たちは、大隈に対し加藤の更迭を要求していた（寺内文書 二九五―一七）。しかし大隈は、加藤の更迭は内閣の総辞職を意味するとし、もしそうなればその「破壊の責任を元老に帰し、直に又与党と共に元老攻撃に転戦する」ことにならうとの姿勢を見せた（同上、『原敬日記』七月三日）。この時の各元老の意向は、「松侯は絶対に内閣反対、井侯は外相排斥なれ共御大礼前に内閣顛覆之責任は之を

避むと欲し、山公又之に同意なり」というものであった(寺内文書「三三八一五」。結局、元老排斥の世論を喚起するという内閣側からの反撃によって、この問題は有耶無耶に終わる。「内閣を潰すは憚りて加藤丈を逐わんと欲す事、之是に至るは当然之順序」と新聞は論評している(『時事新報』七月八日)。この直後に、大浦事件による内閣総辞職問題が突発した。上原書簡の言う両老の目的達成とは、加藤外相を閣外に出した上で大隈の留任を実現した点を指しているわけである。ここに書かれている寺内(『鮮老』)に関する明石の「所見」がどのようなものであったのかは不明であるが、先の八月九日付寺内書簡から察するならば、明石は、寺内が出馬に十分な契機が訪れ環境が整うのを待っていると判断していたようである。なお文意を、十分に理解することはできないが、一九一五年と考えることもできる海相八代六郎の書簡(八月二〇日付、43―3)には、「仰越之義は当分ために御座候。其他もぐづ／＼扱て／＼埒明かぬ義に候」とあり、内閣内が混乱している状況を示している。

ところで両書簡とともに連合国に対する武器彈藥援助問題に触れているが、これに関しては、「本邦に於て各国の兵器軍需品調達関係一件」(『日本外交文書』大正四年Ⅲ下所収)という史料がある(同一〇二九頁には讓渡兵器一覧がある)。寺内は政府が「氣前能」くロシアに武器供給しないことに対する不満を述べているが、この史料を見れば、日本の製造能力の限界と資材不足のためにロシア側の再三にわたる供給希望に十分応じきれないと

いうのが実情であったことがわかる。しかし寺内の焦慮が、日露親交は列国との中国をめぐる競争上「立脚の地歩」であるとの認識にもとづいていた点は注目される。他方、上原は、彈藥の「合力」(供与)は日本の製造能力の増大につながるために「大大賛成」であるが、小銃は「勝敗の命運之関する所至大」ゆえに在庫を減らすべきではないと、小銃の「合力」には反対する意向を表明している。中国政策上の観点から日露関係を重視する寺内の見解と、戦力上の観点から武器輸出問題をとらえる上原との意見の相違を窺い知ることができる。明石自身は、八月二三日付上原宛書簡でロシアを「鞭撻」することもまた必要であるとして、「先づ工場の見況を取調べ、今後三ヶ月分露国の為め製造し得べき高(仮令は本年九月より来年九月迄に二十万挺を与へ得るとせば其九、十、十一月分)丈けを与ふる」という考え方を示している。また当然そのために工場の「大拡張」が伴うとする(『上原勇作関係文書』八、九頁、東大出版会、一九七六年)。この書簡は大正(五)年と推定されているが、明石の次長辞任は四年一〇月であり、また内容からしても大正四年のものと思われる。明石の後任次長となる田中も、九月一日付の寺内宛書簡でこの問題に言及し、やはり工廠の製造能力を増大させ、かつ民間での兵器生産を奨励して、その生産量に応じてロシアに供給するという方針を述べている。同意見は山県を通じて大隈首相に提示され、政府方針となる。これは、日本の戦力維持のために在庫品の切りくずしはしないが、兵器生産力の増大に努力して日

露関係を深めるための対露武器輸出は継続するということであり、いわば寺内と上原の意見を折衷したものであった。なお、上原が新式武器の調査を一日も早く「菅野(尚二)少将の許にて」実現したいと述べているのは、八月一日に臨時軍事調査委員会の委員長に菅野が任命されたことを受けてのものである。一月二三日付八代六郎書簡(43-2)は、第六師団長に転出した明石に対し、大隈が大礼後に辞任するのではないかと、う政界観測の中で、寺内の首相就任を歓迎するとの見解を示したものである。「加藤男は容易に立ち申す間しく」の内幕が、加藤が望まぬからか状況が許さぬからか不明であるが、八代元海相が、「君国將た加男の爲め」寺内が後継首班に適當であると述べている点は興味深い。ちなみに八代と明石は共に九州出身である上に、一九〇六年(明治三九年)に一年間ドイツ大使館付武官として仕事をした旧知の仲である。

この一九一五年後半は、中国において袁世凱の皇帝即位問題が起こっていた時期である。日本政府は一月二十八日に、国内の対外硬派と親南方派の動きに沿う形で帝制延期を勧告した。しかし、軍部などは袁に恩を売ることでは中関係を深めようとする考え方を持っており、中国が日本の勧告に従って帝制延期を表明し日本の意向を重視する姿勢を明らかにしたことから、一月中旬には、翌年三・四月頃に帝制を承認するという方針が内定していた。ところがその直後、雲南省より帝制反対の「第三革命」が起きたことにより事態は一変する。一月二一七

日より參謀總長となった上原の一九一六年(大正五年)一月二〇日付書簡(35-2)にある通り、日本政府は以前受け入れを表明していた「袁政府特使の拒絶」を行い、「革命」派寄りの動きをとっていくのである。軍部もまたこの時より、反袁方針に転換する。この後小池張造外務省政務局長室を參謀會議の場として、陸・海・外の「革命」干渉政策が進められていくことはよく知られている。内田良平書簡(37-1)は、そのメンバーに「警告」書を与えたという報告である。内田はこの時国民外交同盟会の中心人物として、反袁運動の一環である宗社党による満州独立運動に深く肩入れをしていた。陸軍は袁の反攻が効を奏しはじめた三月段階より、袁の背後を衝く奇策として、滿蒙独立運動へのこ入れを開始する。しかし、袁の帝制取り消し宣言と反日宣伝のために露骨な干渉工作を手びかえざるをえない情勢となり、また四川省での停戦が実現したために南方派の動きを見守る必要が生じ、三月三十一日には、独立蜂起への延期命令が出されていた。ここで内田が提出した「警告」書はおそらくはそのことへの不満を述べ、早期実施を要求したものと考えられる。

第六師団長の明石宛に内田が右書簡を送ってきたのは、明石が中国政策に強硬な姿勢を持ち、しかも宗社党の運動を支持する人物であったからであろう。明石は、四月一四日に、田中次長の招きで立花小一郎第一九師団長と共に中国政策に関する協議をなし、それにもとづいて四月二五日付の書簡を寺内に出して

いる。そこでは、袁の命運がすでに尽きていることが述べられ、さらに「日本の後援ある一勢力に因て局面の收拾」をはかることがみずから收拾能力のない中国に処する道であり、同時に今後の中国政策の基礎を確立する方法であると説く。さらに明石個人の考えとして、その「勢力」とは、日本の操縦の利便上宗社党の推戴する宣統帝が望ましいと記している(寺内文書 六一六四)。この南方「革命派」と宗社党との同時蜂起による混乱策、そしてその中から日本とおなじ立憲君主政体を作りだすという構想は、内田が前年の一〇月に反袁政策を閣員に慫慂した際に説いた内容とまったく同一のものである(「対支問題解決意見」小川文書『所収』。田中次長も、最終的な收拾は宗社党の手にゆだねるといふ明石の構想に同意はしていなかったものの、すでに四月九日に、現状で袁を支持することは却って事態を混乱させると寺内に書き送り、四月末に先の協議にもとづいて書いた寺内宛書簡でも、もはや袁に代わる段祺瑞・馮國璋・南方派の争いになっていると訴えている(同三一五・一五二)。立花小一郎は、この明石・田中書簡の届く前に朝鮮に帰任し、直接寺内に排袁策を説いている。しかし寺内は、先に開戦時の書簡でも見た通り、大戦中は日中提携を実現して「亜細亞モンロー主義」を確立すべき時であり、それに逆行する中国の騒乱助長を含む政策など論外と考えていた(「田中文書」二月二日付も参照のこと。また反袁蜂起の中で袁が列国に援助を求めるようなことになり、「漁夫之利を占むる者突出せば如何なるものに候や」

と述べて、かえって列国の介入によって日本の立場が失われることを憂慮してもいたのである(「後藤文書」三月一日付)。寺内は立花から三人の中国方針の一致を聞かされたのち、田中に對し「(中国政局は)兼々愚意申入候通りにも不参乎も不知候得共、諸公之御計画通りには参らぬ事は確乎たる様に思はれ申候」(「田中文書」四月三〇日付)と書き送った。これに對して田中は、寺内みずから「袁世凱保持」論の行き詰まりを認めるにもかかわらず、自分たちの計画を受け入れないのならば、「今後の処置に関する御意見」はどのようなものなのかと問いつめている(「寺内文書」三一五・一五三)。結局、六月六日に袁が死亡し、約法に則り黎元洪副総統がその後任となることで時局收拾の方向は定まることになる。

六月一日付柴五郎書簡(261)は、日本の強硬論者にとり袁の死は少々早すぎたとの感想がもたれたことを示し、中国政局の「治まり」をつけるには「早晚我武力の圧迫を以てする」以外にはないとする立場から、黎元洪―段祺瑞の提携のもとに收拾をはかろうとする政府を強く批判し明石の賛同を得ようとしたものである。この時の参謀本部の方針は、宗社党を切り捨て、黎元洪を支援することで固まっていた(「浜面又助文書」№69「近代日本と東アジア」山川出版社、一九八〇年)。これは、日本の支援によって南方派の手で中国統一を実現させるといふ、参謀本部の二月以来の政策の延長線上に位置するものであった(「浜面文書」、『日本外交文書』、『寺内文書』三一五・一五二参照)。しか

し、排袁後の中国に「四分五裂」の状況を招くことが、「時局收拾の経路順序」（寺内文書 六一六四）とした明石やこの柴のような考え方も、かなり存在していたようである。黎―段関係はこの後一応の落ち着きを見せ、八月には袁により解散された国会が二年九月月ぶりに開かれている。

一九一七年（大正六年）三月一日付田中書簡（30―1）は、明石第六師団長に、軍と地方との親密化を増すため、在郷軍人会の「監督奨励指導を充分積極的に踏み込んで御督促被下度」との依頼をしたものである。殊にこの時期田中が力を入れていた「奉公袋」の普及とその意義の徹底を強調している点は注目される。また同書簡には、前年一〇月に成立した寺内内閣による対中国政策の展開を歓迎する一方、総選挙に対する憂慮が述べられている。寺内内閣成立の際、大戦下ゆえに超党派の挙国内閣の樹立が必要と考えていた山県・寺内・田中は、同志会・政友会・貴族院の三勢力がすべて入った内閣を作り出すため大隈と交渉を重ねていた（寺内文書 四四八―一八）。しかし、大隈が親同志会つまり反政友会的姿勢の明示を求め続けたため、同志会に内閣の命運を握られることを恐れた寺内たちはやむなく超然内閣の樹立に踏みきったのであった。ここで田中が言及している総選挙とは、その寺内超然内閣が存立を賭けて実施した議会の解散によるものである。寺内内閣はこの時政友会を準与党として支援すると同時に、のちに維新会へとまとまる純粋与党勢力の創出を画策していた。結局、四月二〇日の投票の結果、

政友会が第一党になり維新会系も四二名を獲得し、寺内内閣は議会における基盤を確立することに成功する。その後、六月六日に設立された臨時外交調査会に政友会の原と国民党の犬養毅の参加を得たことで寺内内閣の議会対策は完成するのである。

田中がこの書簡で「良好」に向かっていると述べた中国政策とは、中国の第一次大戦への参戦問題をめぐるものである。日本政府は日本主導のもとに英米の望む中国の参戦を実現させる方向で動いていた。二月九日の閣議でアメリカの対中国参戦勧誘策への支持を決定すると、政府は西原亀三を北京に派し、中国側の真意を探った。西原は外務省―公使館と参謀本部―在中國武官との連携体制の中で非正式接触者としての活動を行い、いくつかの交換条件を提出しながら中国政府に参戦への決断を慫慂していった。段祺瑞内閣はそれに応じる形で、二月二十六日に参戦を閣議決定し、二八日には黎大統領の説得を行い、この決定を受け入れさせることに成功する。この書簡はその直後に書かれたものである。ところがこの後、黎が賛同姿勢を翻し段が辞任するという事件が起こり、一旦西原の計画は崩れかける。しかし結局黎が折れて段が復職しとりあえず三月一四日に、参戦の前提である対独断交が宣言されるのである。

ところでこの書簡中に、復辟は「当分見込みは無之」とあるのは、前述したように、明石が復辟待望論者であったことによると考えられる。田中自身は復辟を非現実的問題としていたようであり、明石もそのことを認識していた（先の寺内宛明石書簡

参照。しかし現実には、五月に国会に提出した参戦案をめくり段が黎に罷免されたのち、七月一日、有力督軍の張勳の手で復辟が行われる。だが直ちに段の手で鎮圧され、再び段が政権を握り黎は七月一日に辞職する。その後、八月一日に副大統領の馮国璋が代理総統となり、一日日に対独参戦が布告され一応この問題は落着きを見るのである。

七月二八日付の田中書簡(30―2)は人事問題がその中心であるが、同時にこの復辟劇を皮肉りつつ、安定した日中提携関係樹立のためには日本が「思ひ切て手を出」才策を進めることが必要であり、みずから運動していることを記したものである。寺内内閣は、この前日(二七日)に、段内閣による中国統一と治安維持とを実現させるため、借款や兵器の譲渡を行う政策(「援段政策」)を閣議決定している(田健治郎日記 国立国会図書館憲政資料室蔵)。田中は、あるいはすでに寺内からその予定を聞かされていたのではないかと推察される。

新橋栄次郎の書簡(28―1)は、張勳の復辟に力を貸した中国浪人佃信夫を明石に紹介したものである。佃の活動に関しては、『東亜先覚士志記伝』中巻(原書房覆刻 一九七四年)六八三頁以下を参照していただきたい。また一年後に佃が寺内に対し復辟事件と自分との関係について弁明した書簡が残されている(寺内文書 三三四―1)。なお、新橋は、本来寺内の命により北京情報を集めるため新聞社の特派員を装って入燕した人物である。しかしこの書簡を見ると、中国の政体問題に関する見解は

むしろ明石の方に近い人物であることがわかる。

最後に一九一八年(大正七年)四月二六日付上原書簡(35―3)であるが、書中の「西北方面」が、シベリア出兵問題を指すことはいずれでもない。それに寺内が「ネガチーフ説を把持」していること報じているが、にもかかわらず、「將も何とか着手可相成」と明石に知らせて来たのである。

以上がここに収録した一九通の明石宛書簡の簡単な紹介である。これにより本文書への理解がより深まり、その史料的价值を理解していただければ幸いである。

末筆ながら、文書の活字化を快諾された明石元紹氏と、国立国会図書館憲政資料室に対し、厚くお礼を申し上げたい。

なお、本文書に携わった研究会のメンバーは、池井優、波多野勝、黒沢文貴、斎藤聖二、櫻井良樹、篠原初枝、木村昌人の七名である。

## 明石元二郎文書

### 凡 例

一、書簡の配列は、国立国会図書館憲政資料室所蔵の「明石元二郎文書目録」の掲載順、すなわち発信人のアルファベット順別に並べた。

一、書簡の初めの番号は国立国会図書館憲政資料室の「明石元二郎文書」の分類番号である。

一、年月日を推定した場合は括弧を付し、消印より推定したものに

は括弧を付さなかった。

一、文中のカタカナは原則として平仮名に改め、適宜句読点を加えた。変体がな、および而(て)・者(は)・志(し)などは平仮名に改めた。

一、〔 〕内は編者の注記である。

明石元二郎文書書簡目録(☆印は本稿所収)

1 明石元二郎書簡

1 明治二五年一月二日付

〔母・元二郎宛明石直書簡〕

2 明治二七年三月一〇日付(母宛)

3 明治二七年八月二七日付

4 明治二七年九月六日付(母宛)

5 明治二七年一〇月二二日付(母宛)

6 明治二七年十一月二日消印(母宛)

7 明治二七年十一月一〇日付(母宛)

8 明治二八年二月四日付(母宛)

9 明治二八年六月二〇日付(母宛)

10 明治二八年七月二八日付(母宛)

11 明治二八年一〇月二日付(母宛)

12 明治二八年一〇月八日付

13 明治二八年一〇月一七日付(母宛)

14 明治二八年十一月一六日付

15 明治三四年二月□□日消印

16 明治三四年九月三日付

17 明治三四年一〇月二六日付

18 明治三四年一月二七日付

19 明治三四年二月一三日付

20 明治三四年三月二九日付

21 明治三四年七月二二日付

22 明治三四年十一月二四日付

23 明治三四年九月二四日消印

24 明治三四年十一月二九日付

25 明治三五年一月五日消印

26 明治三五年二月一七日付

27 明治三五年十一月九日消印

28 明治三六年一月二二日付

29 明治三六年四月二〇日消印

30 明治三六年七月二九日付

31 明治三六年八月五日付

32 明治三六年十一月二三日付

33 明治三六年一月一日付

34 明治三四年二月六日付

35 ( ) 二月二三日付(立花小一郎宛)

36 明治三四年二月二四日付

37 明治三六年三月二二日付

38 明治二七年四月一日付(母宛)

- 39 明治三四年四月一三日付
- 40 ( ) 四月二〇日付 (母宛)
- 41 ( ) 四月二二日付
- 42 明治三四年五月一日付
- 43 〔六月二日という後の書き込みあり〕
- 44 ( ) 七月三日付 (松川敏胤宛)
- 45 明治二七年七月二九日付 (母宛)
- 46 ( ) 八月三日付 (本野公使夫人宛)
- 47 ( ) 八月一八日付 (母宛)
- ( ) 九月一七日付 (母宛 同封)
- ( ) (母宛)
- 48 ( ) 一〇月七日付 (母宛)
- 49 台湾総督着任挨拶原稿
- 2 秋山雅之助書簡
- 1 ( ) 八月七日付
- 3 後藤新平書簡
- 1 明治四五年三月三日付
- 4 福原信藏書簡 (明石中佐留守宅宛)
- 1 (明治三四年) 一二月一〇日付
- 5 福島安正書簡
- 1 明治四二年四月一五日付
- 2 大正三年九月四日付
- 6 伊藤博邦書簡
- 1 (大正三年) 五月二一日付
- 7 桂太郎書簡
- ☆1 明治四五年二月一八日付
- 8 川田明治書簡
- 1 大正五年七月一八日付
- 9 梶川重太郎
- 1 明治三三年六月五日付
- 10 洪岳書簡
- 1 ( ) 二月一八日付
- 〔封筒は大正三年五月一九日消印の杉山茂丸書簡である〕
- 11 松井修徳書簡
- 1 大正六年八月四日付
- 12 松川敏胤書簡
- 1 大正三年一〇月一日付
- 2 (大正四年) 三月一四日付
- 3 (大正四年) 七月一七日付
- 13 長尾駿郎
- 1 明治 ( ) 年七月三日付
- 14 中牟田多ん書簡 (清心院宛)
- 1 ( ) 年七月九日付
- 15 仁田原重行書簡
- 1 大正三年一二月二九日付
- 16 野田卯太郎書簡

〈明石元二郎文書〉及び解題

- 1 大正三年四月一三日付  
2 大正五年一月二九日付  
17 大生定孝書簡（杉山茂丸宛）  
1 大正八年五月一九日付  
18 小川平吉書簡  
☆1 大正四年二月七日付  
〔内容は（大正三年）二月二三日付天門中野二郎書簡〕
- 19 大井菊太郎書簡  
1（ ）五月一九日付
- 20 奥保鞞書簡  
1 大正（四）年一月五日付
- 21 大久保春野書簡  
☆1 明治四三年五月七日付  
☆2 明治四三年五月八日付  
22 大迫尚道書簡  
☆1 大正三年八月二日付
- 23 大沢界雄書簡  
1 明治（二四）年二月一九日付  
1（ ）九月三〇日付・（ ）十一月二〇日付三吉書簡同封）
- 24 参謀本部書簡（空封筒）  
〔憲政資料室に納められる以前には102の明治三五年度軍事費支払認可状が同封されていた〕
- 25 坂田重次郎書簡  
1（大正四年）五月一九日付
- 26 柴五郎書簡  
☆1 大正五年六月十五日付
- 27 積宗演書簡  
1 大正四年四月一三日付  
2 大正四年八月一三日付
- 28 新橋栄次郎書簡  
☆1 大正六年七月三十一日付
- 29 田村沖之書簡  
1 大正五年七月一八日付
- 30 田中義一書簡  
☆1 大正六年三月一日付  
☆2 大正六年七月二八日付
- 31 立花小一郎書簡  
1 大正四年七月一〇日付  
2 大正六年八月一日付  
3 大正（ ）年一月一四日消印
- 32 寺内正毅書簡  
1 大正四年一月六日付  
☆2 大正四年三月一九日付  
☆3 大正四年八月九日付  
4 大正六年八月三十一日付

- 5 大正七年一〇月一三日付  
6 大正八年四月一六日付  
7 (大正四年) 一月八日付  
8 (大正四年) 二月六日付  
9 大正( ) 年五月六日付  
10 (大正三年) 七月二日付  
☆11 大正(三) 年八月二二日付  
12 ( ) ( ) 一〇月二〇日付  
☆13 (大正三年) 一二月一〇日付
- 33 徳富猪一郎書簡  
1 大正三年一月一二日付  
2 大正四年一月八日付  
3 大正四年七月一九日付  
4 大正(三) 年中秋后一日付
- 34 頭山満書簡  
1 ( ) ( ) 年一月一二日付  
2 ( ) ( ) 年七月七日付  
3 ( ) ( ) 年九月二日付
- 35 上原勇作書簡  
☆1 大正四年八月一二日付  
☆2 大正五年一月二〇日付  
☆3 大正七年四月二六日付
- 36 梅沢道治書簡
- 1 ( ) ( ) 一〇月一五日付
- 37 内田良平書簡  
☆1 (大正五年) 四月四日付
- 38 内山小二郎書簡  
1 大正四年四月八日付  
2 大正四年九月二三日付  
3 (大正四年) 年三月三〇日付  
4 ( ) ( ) 九月一九日付
- 39 宇都宮太郎書簡  
1 大正四年七月二九日付  
2 大正四年九月一日付
- 40 山田隆一書簡  
1 (大正六年) 七月二七日付
- 41 山県有朋書簡  
☆1 大正四年一月二三日付  
2 大正( ) 年  
3 ( ) ( ) 一二月二九日付
- 42 由比光衛書簡(大生天佐宛)  
1 明治三二年二月一〇日付
- 43 八代六郎書簡  
1 大正四年九月二日付  
☆2 大正四年一月二三日付  
3 ( ) ( ) 八月一〇日付

44 不明書簡

- 1 (明治二四年) 七月六日付
- 2 明治二八年一月七日付

〔明石の書簡と推定される〕

- 3 ( ) 一月六日付
- 4 ( ) 五月三〇日付
- 5 日付なし

7 桂太郎

- 1 明治四五年二月一八日付

貴翰奉敬読愈御清榮御執掌之段慶賀此事に候。陳貴地之近情并に隣邦殊に滿州之情況等に付纏々貴見を示され拝承仕候。元より一度は難免事とは平素より覚悟致居候得共、些か時機之早かりしと、思ひしよりも内部之薄弱なりしと、又事の軍事的革命に起りしは誰しも案外之心地候哉と被察候。従て袁氏に万事之機会を得せしむるに至り候。尤も軍事的に起りし革命を文事的に治めんとするは根本に於て間違居候次第にて、清國の如き殊に目下の情勢に於て、仮に如此の手段を以て時局を進行せしめ居られ候ものにて歴史上未だ曾て見ざる現情に有之申候。依て考るに幾度か變遷せされは事之終局に達せざるは必然と相考申候。滿州に対しては我か特殊之權利もあり、又特殊之權利を守護すへき義務も有之、旁以此際は余程注意を要候は申迄も無之次第にて、先般来当局者にも忠告し、我か特殊之利権を護るは

帝國の義務にて、該地之情勢に顧み何時出兵するも難計旨速かに將明ありたき旨をも勸告候得共、未だ其辺之道に相成兼ね、其内列國は我か挙動に注目するは勿論、此際に於て我れに一步を進めらるゝは望ましからざる処にて、一日を遷延すれば一日丈け困難と相成候処に有之、不容易之秋に有之申候。今後滿州之形勢に變化を来し候得は、隣接する朝鮮にも幾分かの關係を来し候は不可適処にて、実に高配を煩候次第に被承候得は、総督にも過日来病氣之趣旁以貴官之充分御注意を仰ぎ度処に候。ほ先は貴音旁卑見を陳し寸指。早々不一

二月十八日

太郎

明石少將殿

(表) 朝鮮京城

45・2・18 消印

陸軍少將明石元二郎殿 必親展

(表) 東京芝区三田一ノ四号

45・2・21 消印

桂太郎 二月十八日出

(中封筒裏) 明石少將殿 必親展

(中封筒裏) 太郎

18 小川平吉

- 1 大正四年二月七日付

〔小川宛天門(中野二郎)書簡、十二月二十二日付〕

拜啓、別後先づ南支を跋躄し、転じて北京天津に遊び、更に

山東を踏破して昨日帰滬、従是姑く揚子江辺に長嘯せんとす。要するに時迫り機動き征途之爽快言ふ可からず。且つ夫れ新聞紙上政界之波瀾重疊たるを見る、吾兄胸底之征戦所恐には快絶言ふ可からざる者あらん。

弟が此行慨然に堪えざる者は、日本之対山東政策也。其の支離滅裂、其の不統一行客をして空しく啞然たらしむ。山東は支那本邦の一角也、日本之支那本邦に指を染めしは今次を以て初めとす、将来の対支政策上深く注意さざる可からず。弟の京に在るや兄の紹介にて明石氏に面介の筈なりしも、氏旅行して不在、為に面識する能はざりしは遺憾、吾兄、弟と同感ならば、左の愚見を以て明石氏に首肯し且つ実行せしむる事如何。

一、施政の統一を計る事

二、区々たる利権問題之如きは問ふ所にあらず、濟南府を以て我山東政策之中心点とし、对支之大局を制する事

三、政界紛々の煩に堪えず、欧州戦終局迄山東問題は一切陸軍に一任する事(統一の必要上)

四、敵たる軍政を布く事

五、濟南及其他之守備兵を駐屯兵と為す事

六、鉄道沿線之警備は支那巡警に托する事、支那人之顔を立つると同時に一切の責を転嫁する事

七、鉄道運輸を軍人の手より離し、平和的之外を装ふ事

八、濟南施政を手本とし、河南山西人民を威服し懐柔し、日本国旗の実価を知らしむる事

若し夫れ南支之裡面に蟠まれる陰鬱の気は是非爆發せしめて、而して日本之に乗ずるの機会を求めざる可からず。最も癩に障る者は英国也。我对支の敵は是れ英国たるを覚悟せざる可からず。感ずる一、二を記して、以て粉々裡に在る吾兄に寄す。幸に洽読あれ。

十二月廿二日

天門

射山老兄

(表) 赤坂檜町

4・2・7消印

明石元二郎殿 侍史

(裏) 東京市麴町区内幸町一丁目五番地

小川平吉

七日

21 大久保春野

1 明治四三年五月七日付

毎度御芳書拝誦候。当方も皆実別に可申上事件もなし。但し昨日統監府其他各方面より李範久之徒鎗城付近に顕れ襲来之飛報頻々有之候へども、只今迄何の変報に接せず、或は針棒之風説かとも被察候。

新旧師団其他の交替も大体相済申候。新来兵は一樣に元氣能き有様に候。

都下之模様は會議済み、近々御探偵之事と被存候。一昨日兄玉秀雄より之内報之申には統監愈々辞任申出でとの事如何。兎に

角何とか目鼻を付けざれば不都合之事と憂慮之外無之候。宇佐川総裁今朝東上仕候。当地之事は直き委敷御聞取可被下候。

十八日頃御帰城との事待入申候。老生も予定計画之通り二十日

以後北関地方巡視致度と存じ居候。従来之例に而、統監不在中は京城在駐云々の事も、今日の如く約半年に亘り統監不在副統監も無用との場合に候上は、あまり頓着も不必要と存じ候間、断然出発可仕と相考へ居候事に候。  
先は御無沙汰申訳旁、御近況相伺候迄。

勿々拝具

五月七日

春野

明石殿

(表) 東京麻布区檜町三番地

43・5・7 消印

陸軍少将明石元二郎殿

43・5・11 消印

親展

(裏) 韓国龍山軍司令部

大久保大将

2 明治四三年五月八日付

御書面(三枚紙きれ入り)只今慥かに落手仕候。追々の快報心強く存じ居候。御来示のケ条中一々御尤、其内には多少の心掛け及御準備も必要と被感候。是等は不怠考慮罷在候。何卒折角の御滞京好都合に候間、帰部の遅延は講ひ不申、よろしく諸事御調査、出来得る限り長岡氏等と打合被下度冀望之至に候。不

取敢御信書確受之御報旁。

五月八日

明石殿

拝復  
春野

同盟大帝国陛下之崩御無限恐懼之至に候。只今領事館に参り弔詞相述帰宅候所に御座候。

(表) 東京市麻布区檜町三番地

43・5・8 消印

陸軍少将明石元二郎殿

親展復

(裏) 韓国京城

43・5・11 消印

大久保大将

22 大迫尚道

1 大正三年八月一二日付

拜啓、炎暑之候益御清穆之段奉恭賀候。陳は欧州大陸之戦乱遂に東洋に波及せんとするの今日、別して御繁用之御事と推察申上候。就ては活動の暇に於ける初動之師団等既に已定の御計画有之候事とは存候得ども、御承知之如当地方は元来尚武心に乏しき場所柄にて、ケ様なる機会に刺劇を与へ尚武心を鼓舞候事国家永遠の爲めと存候に付、何とか出動の員に御加被下候御尽力は相叶申間敷哉、切望之至に御座候。国家遠大の基礎を固めるは今日を措て又と得難き好機会に可有之、何卒積極的に願はしき次第に御座候。  
先は右御見舞旁誠願迄。

草々敬具

八月十二日

大迫尚道

明石中将殿

(表) 東京参謀本部

□・8・12消印

□軍中将明石元二郎殿

私親展

(裏) 大阪市大手前町

3・8・16消印

大迫尚道

26 柴五郎

1 大正五年六月一日付

拝復、益御清武奉大賀候。陳者御申聞之宮川中尉之件常に念頭に留め居候。本人は元氣なる有希之青年將校なることは一般に認められ居候。唯だ先年対馬に移転せしめたるは、暫時本人をして第四七連隊を離れしむるを本人の為め并に連隊の為めに利益なる少々之事情ありし為に御座候。尤も此事情とて青年者に於ける一時之出来事にて、何も深く咎むる程にも無之候へば御懸念に不及、又た其父兄等に御洩なきを希望致候。右の事情故何れ適當之時日を経過候は、四七に呼戻すことに可相成候。尤も大学試験は対馬にありても受けらるゝ筈に付、何れ近日之中小生対馬に檢閲の為め出張致す筈に候へば、其節駕と隊長にも相談可致候間御承知被下度。

偕て西隣之衰も意外に脆く斃れ候。成らう事なら尚少く事局を進めて逝て呉れたら宜しかりしにと、聊か惜き感をなきにあらず。而して彼の死は一時ながらにせよ却て平静に帰するの傾き

を生じ、南北妥協などの事に空しく時日を空費し大局の進捗に

死節時を生じ、氣の揉めることに御座候。加之新聞によれば我

当局もどーやら居中調停の意向ある様子、余計な且つは過早な

る世話と被存候。早晚我武力の圧迫を以てするに非れば治りの

付かぬ事明かなるに、又々中途半間の手緩き手段に時機を後ら

かすの觀あるを遺憾に存候。田舎の鬻棧に見物するは誠に氣の

揉める事に御座候。

六月十五日

下関にて

早々拝  
柴五郎

明石老兄閣下

(表) 熊本第六師団司令部

5・5・16消印

明石中将閣下

私信親展

(裏) 下関出先より

柴五郎

28 新橋栄次郎

1 大正六年七月三一日付

謹呈仕候。三伏の炎暑御起居何似伏惟万福可賀々々、托生例に依り瓦全相守り居り候間申候。憚御休念被遊度候。復辟前後の事情并に同志佃信夫君の苦衷を察し、去る四日夜行にて急かに東上、八日夕刻着京、首相并に同志間に事情を尽くし、帰途京城に立寄り秋山大将初め立花將軍其他有識者階級を訪ね、夫れ

より大連に出（京奉汽車故障ありて帰燕し能はざるより）本社  
 国沢君以下各重役と交談し、旅順に出て爾王を慰問し（爾王  
 泣謝し居れり、氣の毒々々に候）、廿四日の濟通丸に便乗し廿五  
 日夜帰燕致候。生憎高山君不在にて会晤不致き、東京にては柳  
 原將軍の取持にて（僕は忝たんかふ会见はいやと断りしも立つ  
 ての御希望故）上原大將私邸にて約二時間の会见、遠急奈良真面  
 の消息を打議し□り喜ばれ申候。此義にて内首相にも相語り候  
 処、それはよかつたと喜ばれ申候。要之今回の復辟不成功は張  
 勳等の手ばかりも有之候も（支那人の手にて誰がやってもこん  
 なもの、そこが吾日本人のつけ込み処也）、林公使等の馬鹿々  
 々敷考へ、「之れ等は前後に通じ候也」と田中次長等の誠意より  
 出しも、其考の及ばざる処に因する多大也。此間の消息を詳知  
 せる佃信夫君昨日出發歸東せらる。茲に於て小生より同君へ是  
 非々々一度熊本迄急行する様談じ置き候間、屹度參邸可被致候  
 間、縷々御承知被下度候。この男こそ吐哺握髮以て迎へ談ずべ  
 き士也。決してふざけた浪人原に無之候間、此辺御承知置被遊度  
 為那家奉願上候、寺内首相も頗る信任し居かるゝ人物に御座候。  
 常時閣下の高風を慕ひ居る依て此会见こそ如何に愉快チャロ  
 一かと推了罷在候。尤も同君には帰途京城に立寄らるゝ筈に候。  
 之れ亦た小生の希望に基き次第に御座候。何事も御遠急奈良  
 御質疑被下度、此男学和漢に涉り西洋の事も承知し居れり。要  
 之ハイカラには無之余程剛骨漢にて、人情の機微をも尽くし居  
 れり、稀にみるの一士也。首相にはとても味ふ能はざる義も候。

何れ電報照会の上、下熊せらるべし。其節は早速御返電被遊度  
 候。先は其後の御無音を謝上度、且つ暑中御見舞芳々御紹介迄。  
 一度にも盆と正月とを兼ね候。阿々  
 早々頓首

七月卅一日 弟 栄次郎拜

元二郎先生 御座右

佃信夫君は、東京市外大久保百人町二〇四にあり

（表）熊本第六師団 6・7・31消印

明石元二郎閣下親展 6・8・4消印

（裏）北京襦袴胡同

新橋栄次郎

大正六年七月卅一日

30 田中義一

1 大正六年三月一日付

拜啓、久敷御左右不承に成益御勇健之段奉賀候。降て小生議も  
 依旧頑健に罷在候間乍憚御放念被下度候。承はり及候得ば非常  
 に御出精の由為那家大慶至極に奉存候。兎に角軍隊を改善する  
 は、督励鞭達より善き方便は無之、随分思ひ切て帕車を御入れ  
 被成候様大切と存候。之れと共に地方の軍事的了解と軍隊と親  
 み軍隊を愛する觀念を培養せらるゝこと、軍隊の鞭撻と相待て  
 最大切に可有之、就ては申も踐に候得共、軍隊と共に在郷軍人  
 会の監督奨励指導を充分積極的に踏み込で御督促被下度御願申  
 上候。就中奉公袋の意義は御管内全在郷軍人及地方官公吏有志

家等に徹底して充分の成果を挙げる様、一入の御配慮被下度御願申上候。東京も仲々多用に有之、寺伯の対支政策も段々良好の方に向ひ大に喜び居り候。乍去对内策は随分難渋に可有之、特に総撰拳の結果は如何に可相成かと蔭ながら心配致居り候。老爺は例の通り一轍に真面目に遣り飛す心組に有之様に候得共、周圀の人達が其形に紺まり居るや否大に疑問に有之、是れが実

三月一日

義一

啓具

明石老兄

(表) 熊本県熊本市

6・3・2 消印

陸軍中将明石元二郎殿

6・3・4 消印

親展 私信

(裏) 東京青山北町四ノ六十一

田中義一

2 大正六年七月二八日付

拜復、芳書拝読益御勇健之段奉賀候、昨今炎暑の折柄嘸御繁身の議と奉存候。御尋の件は来八月の異動には老兄は関係なしとの事に御座候。其故は老兄は大分大将に近く相成、転職後間もなく更に転職と云ふことに可相成模様有之由にて、老兄も師団も共に迷惑なりとの主旨なる趣に御座候。張勳も瞬間の没落実

に馬鹿気たる次第に御座候。乍去最早傍観する時にあらずして何とか思ひ切て手を出す時に可有之、其辺に付て小生も尽力中に御座候。多分遠からぬ内山海何れか決定可致と存候。其内時下御自重第一に存候。先は不取敢御返答迄。 早々敬具

廿八日

義一

明石老兄

(表) 熊本県熊本市外大江村

6・7・28 消印

〔裏〕軍中将明石元次郎様

6・7・30 消印

返信

(裏) 東京青山北町四ノ六十一

田中義一

32寺内正毅

2 大正四年三月一九日付

拜啓、先日来内地は各大臣を如撰拳場裡之処、無天地総撰拳外無国務唯々御多忙と遙察致居候。承に幸に老台は御健勝日夜御執筆之義と欣賀此事に奉存候。然し支那も我台閣之情況を詳知せば多少之心配も不致、悠々工夫を凝し居候事と存申候。此際満州も交代兵派遣相成、青島も交代兵派遣、是等之兵重複屯成之結果は如何なる順序と可相成候や、此辺頗る御痛心之事と拝察仕候。小生も毛念罷在申候。明朝より海印寺参詣に出掛け、彼の一切経印刷中に付一覽可仕と存申候。四五日之後帰京、来月十日頃には拝風之機を得度と希望罷在申候。余り御無音に打

過失礼のみ申詫旁寸指拝呈仕候。其中御自重奉禱候。

草々敬具

三月十九日夕

正毅

明石老台執事下

(表) 東京市麴町区永田町参謀本部

明石陸軍中將殿

4・3・20 消印

内啓必親展

(裏) 朝鮮京城南山

4・3・22 消印

寺内正毅

3 大正四年八月九日付

四日之芳書拝読。昨今は余程凌能相成候処益御清祥奉賀候。毎々京地之事情御報道被下御厚志多謝、内閣も不正なりに改造相成、是にて御大礼迄は無事に相濟候事と存申候。なれども我利々々亡者の世界遂に我大帝国之政府をして如此為体に至らしめたるもの何の因果に御座候や、転概敷之至に存申候。乍然斯く申せばとて小生へ御鉢の廻らぬを歎ずる者には無之候間、此辺御放情願上候。

露のワ市撤退残念至極に御座候。御申越の如く露の策戦の不如意は、兵器弾薬の不準備と全く戦略的策戦指導に妙算を欠く点に可有之と存申候。夫に就ても昨年秋已来恰兩回陸軍大臣へ兵器供給援助の義注告も致候得共、御承知の通り常に煮へ切らぬ事のみ多き、折角の厚意も当局の氣前能き扱に無之候為め、先

方も夫程に感得不致、誠に残念至極に御座候。将来英との約束

は継続するものとしても、露と親交を結び、支那に対する列国

の競争に対向するの準備無之ては帝国は立脚の地歩を失ふに不

至とも難、必此処当局の一大研究を可要事と存申候。如今日群

小政権を争ひ、排涼羅織以て能事と為す悪風を一洗せざれば、

遂に島国に蟄居の外に可至、早晚斯の大勢を挽回せざれば我國

の前途杞憂之至に御座候。

朕の作戦御惠贈被下御厚志拝謝、小生も先日来半部計り読過致

中止致居候。更に御惠贈に願候間余勇を鼓し卒読可仕候。該著

は働人之愛国心煽動の為め著述せしものには無之乎と存申候。

頗る明快之意見と存申候。

先は積る御無音申謝旁寸指拝呈仕候。其中天時御自重奉禱候。

早々敬具

八月九日

正毅

明石老台 座下

先日立花中將<sup>出</sup>出京御面談候事に存申候。

同氏も近日帰任の事と相待居申候。乍序御内輪皆様によ

ろしく願上候。

(表) 東京市赤坂檜町三番地

4・8・9 消印

陸軍中將明石元二郎殿

親展

(裏) 朝鮮京城南山

4・8・12 消印

寺内正毅

11 （大正三年）八月二二日付

拜啓、炎熱猶難去候。益御清武御執掌之義奉賀候。陳先頃来毎々要件御内報被下御厚志多謝、欧州動乱も按外拡大致し、此後之戦局如何に変転可致乎頗興味を以可見価値有之候事と存申候。引統東洋治安維持之為め膠州湾にも御出発相成候趣に付、万端御心勞御察申上候。朝鮮之警察御練習も別段之御経験にも申成申間布と存候。如何。

此節動員部隊遂に御発表相成候處、卑見に由れば膠州湾も戦兵七八千は少く見積るも可有之、且何れも万軍孤城を死守する者に可有之、又是城之攻むる者多年軍事に実験を有する者に有之て、我国威を示す處より見候得ば、之を攻囲するの時は、整々堂々歩武を不調、着手已来結局近々我威を發揚するが如く、不遅不誤之中、揚々不迫之間に結局に至り度ものと竊に希望を有し居申候。此点より見れば、独立師団に種々なる小部隊を屬し、却て一師団の兵よりは他の小付の兵の多きが如き奇観を不呈乎と疑ひ無用之心痛致居申候。不如堂々一軍を編制し結局之後支那民国治安之維持に宛行□るの廟算に出ること緊急に有之間布敷候哉、貴電に由れば此の辺之大意大差は無之乎と存申候。

過日日置公使赴任之途次、於停車場暫時面談致申候。格別之意見も不承候得共、小生は同氏に仮令膠州湾之結局相付候上は（小生は欧州動乱は少くも六ヶ月は継続すべしとの打算より）支那之治安之維持到底彼等之力にては困難に可有之候間、其場合に至らば滿州の治安は我代て之に任じ、支那は滿州兵の要部を四方即

中央支那に移し、共に支那之治安は固く東洋之治平を維持するの責任を尽し、徐に亜細亞モノロー主義之実行可然乎と申置候。今日之戦争は人種戦争、之を亜細亞人より見れば、耶蘇教國人対彼等の言を仮れば異教國民との戦争に有之候間、我等は強て欧米人に対し攘夷論は不致候得共、或る点迄は亜細亞は亞人の支配に可置ものたることを、欧州人に知らしむるも一見識と存申候間、此辺之一策可講は肝要に有之間敷哉と存申候。不計愚痴を弁じ候間、茲に欄筆可仕候。其中時下折角御尽瘁処禱に御座候。

八月廿二日

正毅

草々敬具

白石將軍麾下

乍序在奉天佐藤中佐より過般紙之通申来候。其後取紛れ延引致置候處、公余御一覽被下度、将来若し採用の途も御座候は、何とか御斡旋被下度希申候。大島次長へも御暇之節御相談被下候。仮令可申近来大分出身者に厚く他に薄しとの不平も多少有之候様に被同候間、此際是他にも一芸一能に長候者有之ば、是も相当に使用致候事必要に有之義と存申候。尚又過日或る友人一画を持參候間、御一笑の為に御送り申候。御退家後御緩覽処希に御座候。

草々

又申杉山氏へも時々御面会と存申候。御序に宜く御致聞希上候。

（表）東京參謀本部

明石參謀次長殿

内啓必親展

(裏) 朝鮮京城

寺内正毅

13 (大正三年) 二月一〇日付

拜復、益々御疎濶に打過何とも恐縮千万、御近信に由れば常野地方參謀旅行御統裁之為め御出張の由、御苦勞に奉存候。然し來渡之如く東京之塵世界を脱し関東平野に兵を練ること尤英傑之得意とする可別に有之折角御自愛尨禱上候な御座候。政海之事情も昨今殆ど毎日の情報に接し申候。誠に不面白形勢為邦家憂慮不少処に存申候。然し此党派根性之惡習慣は到底行処迄不行ば解決は六ヶ敷事と存申候。小生の尨願は充分彼等の思ふ儘に党派性を發揮し、其極道に國民之先覚者をして憤起せしむるに非れば大療治は出来不申と存申候。武官之事先日來御申付承知仕候。是と申人物も私底之世の中、彼是注文も六ヶ敷事に存申候間、前來御申越之人物に就き將來の仕事に(何れか一方)適當と判定之申に就き御撰任被下度、其場合に於て苦情は申間敷候、宜く御決定相願候。尚又豚兒此程掃朝仕候。過日長谷川総長との談話は、小生の尨見を吐露致候迄に御座候得共、若し当分本部に御使用相成候は、更に異存無之のみならず、彼も其中新家庭を作らせ度、其の為に家族等は彼の当分在京政候は何より相喜候事と存申候間、差支なくば貴見の通り御取計

相願度存申候。右等之要件取束貴酬旁如斯、□□寒中折角御自  
重奉祈度候。

十二月十日記

正毅

敬具

明石老台侍夫下

(表) 明石將軍座下

必親展

(裏) 寺内正毅

35 上原勇作

1 大正四年八月二日付

十一日付芳紙難有拜見、炎暑御痛みなく御精勵珍重御座候。総長之軫地にては貴閣下も避暑と云ふ訳にも成り申間敷候。余りにNo. 不相成事肝要と奉存候。今度之隈伯山公取り口誠に角趣味を以て見物致したるが、流石に両老とも角対之經驗丈けありて常陸山對梅之壯觀ありしとも存候。両老共々各自の目的は達せられたるべきも、勇作の觀察では隈伯の方が六七分位はNo. の様に存せらるゝが、貴説は掃朝之上に拜聴致す可く楽み居候。鮮老よりは先日消息有之、如何にも貴閣下は所見通りに推察被致候。況や今回のことの如き微波小瀾之際に於てをや存居事と申し候。彈丸硝薬之合力云々至極之高論、是非当局にて此際に發展を來候様尺力切望に有之候。新式小銃之現見せることは已に新聞上にも読み得らるゝ迄に相成候次第なれば、当局者は勿論菅野少將の許にて一日も速に調査を遂げ、彼等に

後れぬ様に早を趁ふて改進すること必要なる可く存じ候。日清日露役共にいつも兵器は敵より劣悪なりし覆轍は踐し度くなきものなり、毒瓦斯、空雷、「フレセット」追撃砲、大口徑重砲等いづれもはあれど、小銃は勝敗の運命之関する所至大なれば、殊更に右の如くあせり候次第に御座候。従て小銃を合力に出すことは勇作大不賛成に御座候事も御承知通に御座候。之に反して弾薬合力之為め製造力促進には大賛成申上候、豈特に合力の為のみならんやであるから！余は拝眉之上万々可申上候。閑にまかせくだらぬ永談御免へ。

八月十二日

元閣下 侍史

尚々、

当月初旬より小雨、曇天にて不快の感ありしが、昨今天気晴朗にて気分殊之外痛快を覚へ、毎日山に上り岡をよち脱俗忘世徐々に清涼気中な長嘯致居候。令嬢方も御全快之筈と存じ候。当地方は軛地には甚だ可なるが如し、八十度は稀れなり。

(表) 赤坂檜町三

4・8・12 消印

明石元二郎閣下

平信御直披

(裏) 軽井沢万松軒

4・8・13 消印

上原勇作

2 大正五年一月二〇日付

御多祥奉寿候。新聞紙之報に由れば今回は西薩南肥地方御視察之由に相見得御愉快奉遠察候。先月末より十日間著膿症の手術之為め赤十字社に入院、去る三日に退院、目下は殆んど全快にて毎日出勤致居候間、御省念乍余事希上候。都城より及び入院中芳紙を辱し御高情深く感佩多謝仕候。又た郷里之野猪御気に掛られ御患投被下候は、多分「野猪は食つてしまへ」と勇作之野性之猪突性欠陥を御戒め相成候ものとも見られ候に付、殊に美味を覚へ候。呵々厚く御礼申上候。

露大公之渡来、袁政府特使の拒絶、月末頃の羅馬法王特使来朝など、帝国もこゝ大天狗之観あり。裏面は御透視之筈と存じ□□申候。雲南も今日までは四川を併有之確報なし、ものになるにも多少之時日を要すべし。帝政決行はどん／＼と進み居候由なれど、内閣は直に之を認め候様子無之候。先は全快出勤之御報告申上度、御礼旁如此御座候。

謹告

一月二十日

勇作拝

明石閣下 侍史

(表) 熊本市師団司令部

5・1・20 消印

中将明石元二郎様

5・1・22 消印

煩御直披

(裏) 東京市

上原勇作

3 大正七年四月二十六日

御上京中は不埒のみ打過ぎ、又た御出発之際は態々の御来訪折悪敷留守にて甚だ欠礼仕候。然るに早々芳紙を辱し恐入候。鹿兒島の方も好都合に進展之由御尽力之効と奉存御礼申上候。彼の九州打通しの検拳騒動にては多少人心も何となくいぢくれ居候半歟とも推察致居候。能々御申聞け被下度存上候、兎角一方面に僻仕しては大勢に暗く蝸牛角上之争に成り勝ちと存じ居候。先日浜田など都城より上京に付、篤と打合置候。鹿兒島より折田兼至近々上京之由に付、尚打合せ可申にて候。御出発前之寺公元師之意志は如何に有之しにや、勇作近頃頓と面会不致も依然とネガチーフ説を把持し居らるゝならんと存じ候。途中は立花閣下と御同車と承り候。定めし奇想天外来の御議論も有之候事と推察致居候。外相更迭之結果如何有之候哉。東京にても未だ兎角之評も無之候得共、行詰れる西北方面之婿も何とか着手可相成義と存じ候。廿四日より独は再びアミアン方面英仏兵之界図に向て打撃を与へたる飛報今朝到来、成果は未だ不明に御座候。欧露に於ける独の活動は日に劇甚を加へ候は御在京中之通に御座候。

右御返事迄、如此御座候。

四月二十六日

謹告

勇作拜

元二郎閣下 侍史

(表) 熊本市師団司令部

明石元二郎閣下

7・4・26 消印  
7・4・28 消印

私信御直披

(裏) 東京赤坂台町一

上原勇作

37 内田良平

1 (大正五年) 四月四日付

拜啓、別紙の如き警告を、各大臣及び例の委員たる小池、福田、奈良、森山の四氏に与へ置き候。御一読被下度候也。

四月四日

良平

柏蔭將軍閣下

(表) 熊本県熊本市外大江村九品寺

明石元二郎殿

5・5・5 消印

親展

5・5・7 消印

(裏) 東京市麻布区籠笥町五拾五番地

黒龍会本部

内田良平

電話芝二千八百三十二番

41 山県有朋

1 大正四年一月二三日付

貴翰接手。一読軍事上御執掌奉賀如諭対支外交談判開始に付ては他之問題は兎も角頗る重要之問題提出相成たれば、政府の決心如何は陸相と御熟談相成、責任上無拔目着手之順序等相立置

べきは当然之事に存候。老生は外相に数回論談を試みたるも、外交談判之形式順序等隣国之交誼を一層親密ならしむ計策に付ては全く反対之意見なれ共、其実体に付満蒙に關する重要問題は同意見なるを以て、此問題を提出し万一彼に於て異議を主張する時は断然兵力に訴ても此目的を達する決心と覚悟なかる可らずと突込たるに、外相は其点は未だ政府に於て論議せずと答へたり。依て如此緊要なる問題は猶予すべき余地なき故に速に根本政策を確定せらる可きと忠告し置たり。其後は外相に面会せざるに付政府之事情更に承知不致候へ共、両国間之情勢に付深謀遠慮御注意肝要に存候。猶陸相共総而熟談を遂げられ、此間隔意なく用心異体にて軍事上隠然着手すべきは着手し公然準備すべきは準備し円満に運用之目的を達せらるゝこと尤必用に存候。先は為其

一月廿三日

明石参謀次長殿 密啓

(表) 京都市赤坂区檜町三番地

明石参謀次長殿 親展

(裏) 相州小田原板橋

山県有朋

草々復

古稀庵老主朋

4・1・22消印

4・1・22消印

48代六郎

2 大正四年一月二三日付

肅啓、玉章拝見難有拜誦候。

琶湖之清遊ニ陪するを得さりしハ遺憾限りなく候。貴兄ハ一度帰熊の御事かと存し居り候ニ上京とハ意外、乍去尤觀兵式日の近接を思ひ浮へ成程と合点仕候。隈伯掛冠せられても加藤男ハ容易ニ立ち申す間しく候。小生ハ為君国將た加男の為め後継ハ寺内伯(御当人ニハ御察のものなれとも)御引受け可然愚考候。乍併隈伯辞意ハ例のホラらしく相聞へ申候。コレ今日只今の消息也。

十一月念三夕

明石仁兄閣下 待曹

陸相ハ貴兄か、声かゝりたらハ辞退御無用、但し寺内内閣

出来の上たるを可とす

(表) 東京赤坂檜町三

明石元二郎閣下 親展

(裏) 京都黒谷一二

八代六郎

4・11・23消印

□・□・24消印

明石元二郎履歷書

(「明石元二郎文書」に収められている履歷書に出生年と明治四二年以降を加えたもの)

履 歴 書		明 石 元 二 郎
元治 元年 八月 一日	明石助九郎二男として福岡県天神町に生まる	太政大臣
明治 十年 六月 九日	陸軍幼年学校入学	陸軍省
明治 十四年 二月 十日	陸軍士官学校入学	同
明治 十六年十二月二十五日	任歩兵少尉	太政大臣
同 年 同月 同日	東京滞在被仰付候事	陸軍省
同 年 同月二十八日	歩兵第十二聯隊第一大隊附被仰付候事	同
同 十七年 二月 九日	叙正八位	太政官
同 年 六月 二日	歩兵第十二聯隊第一大隊附被免候事	陸軍省
同 年 同月 同日	補歩兵第十八聯隊第三大隊小隊長	同
同 年 六月二十三日	第二中隊第一小隊附被仰付候事	名古屋鎮台
同 十九年 六月 十二日	第三大隊第二中隊第一小隊附差免同大隊第一中隊第六小隊附被仰付	歩兵第十八聯隊
同 年 七月二十六日	修業兵教授被仰付	同
同 十九年十二月 十八日	免本職補戸山学校教官	陸軍省
同 二十年 一月二十九日	陸軍大学校入学被仰付	同
同 二十年 四月二十七日	任陸軍歩兵中尉	内閣総理大臣
明治二十一年 六月二十五日	修業ノ為メ砲兵第一聯隊附被仰付	陸軍省
同 年 九月二十四日	秋季演習ノ為メ砲兵第一聯隊附被仰付	同
明治二十二年 六月二十三日	修学ノ為メ工兵第一大隊附被仰付	同

同	年	七月	十五日	叙従七位	宮内大臣
同	年	十一月二十九日		賜一等給	陸軍省
同	年	十二月	十三日	免本職補歩兵第五聯隊附	同
同	年	十二月	二十七日	免本職參謀本部出仕被仰付	同
明治二十三年	年	七月	四日	任陸軍歩兵大尉	陸軍大臣
明治二十四年	年	同月	同日	補參謀本部第一局々員	陸軍省
同	年	十二月	十一日	明治二十五年陸軍始觀兵式諸兵參謀被仰付	同
明治二十五年	年	一月	十二日	叙正七位	宮内大臣
明治二十六年	年	八月	十四日	襖國フラツ・フェルゼナンド親王殿下觀兵式御同覽之節諸兵參謀被仰付	陸軍省
明治二十七年	年	二月	二日	免本職獨逸國留學被仰付	同
同	年	二月	二日	獨逸國留學中軍務管轄ト心得ヘシ	陸軍大臣
明治二十八年	年	二月	二日	賜一等給	陸軍省
同	年	二月二十一日		帰朝被仰付	陸軍省
同	年	四月	四日	大本營附被仰付	同
同	年	同月	同日	大本營附被免	軍事内局
同	年	同月	同日	補近衛師団參謀	同
同	年	八月	十八日	任陸軍歩兵少佐	台湾総督
同	年	十二月十四日		明治二十七年戦役ノ功ニ依リ功四級金鷄勳章並ニ年金五百円及勲六等瑞宝章ヲ授ケ賜フ	賞勳局総裁
同	年	十二月二十六日		明治二十九年一月一日新年朝拜式場侍立ヲ命ス	近衛師団司令部
明治二十九年	年	二月	三日	御用有之埼玉県下ニ出張ヲ命ス	同
同	年	二月二十五日		皇太后陛下神奈川県下葉山御用邸行啓供奉ヲ命ス	同
同	年	四月	二十日	叙従六位	宮内大臣

同	年	五月	十一日	免本職補參謀本部第三部々員	陸軍省
同	年	九月	三十日	御用有之台湾安南東京地方へ被差遣	同
明治三十年	年	九月	十八日	兼補海軍大学校教官	海軍省
明治三十一年	年	四月	三十日	御用有之南洋諸島へ被差遣	陸軍省
明治三十二年	年	一月	十六日	補參謀本部々員	同
同	年	一月	十七日	兼補海軍大学校教官	海軍省
同	年	十二月	二十八日	教授上格別勉勵ニ付金百円ヲ賞与ス	同
明治三十三年	年	十月	十二日	御用有之清国へ被差遣	陸軍省
同	年	十月	三十一日	任陸軍歩兵中佐	内閣総理大臣
明治三十四年	年	一月	十二日	免兼職	海軍省
同	年	一月	十五日	免本職	陸軍省
同	年	同月	同日	仏国公使館附被仰付	内閣
同	年	同月	同日	仏国駐在員取締兼勤ヲ命ス	陸軍省
同	年	同月	同日	臨時出納官吏ヲ命ス	陸軍省総務局
同	年	十二月	二十八日	明治三十三年清国事変ニ於ケル功ニ依リ勲四等瑞宝章及金四百円ヲ賜フ	賞勳局総裁
明治三十五年	年	八月	十五日	免本職補露国公使館附	内閣
同	年	同月	十八日	仏国駐在員取締兼務ヲ免ス	陸軍省
明治三十六年	年	十一月	十八日	任陸軍歩兵大佐	内閣総理大臣
明治三十七年	年	二月	十日	參謀本部附被仰付	陸軍省
同	年	同月	同日	御用有之欧州へ被差遣	同
同	年	二月	十九日	叙従五位	宮内大臣
明治三十八年	年	九月	十一日	帰朝被仰付	陸軍省
明治三十九年	年	二月	三日	參謀本部附被免	同

同	年	同月	同日	補 独逸国大使館附	内閣
同	年	三月	三日	独逸国駐在員取締兼勤ヲ命ス	陸軍省
同	年	四月	一日	明治三十七八年戰役ノ功ニ依リ功三級金鵝勲章並ニ年金七百円及勲三等旭日綬章ヲ授賜フ	賞勲局總裁
同	年	四月	十六日	本年六月瑞西国セネワ府ニ於テ開会ノ万国赤十字會議ニ委員トシテ参列被仰付	陸軍省
同	年	十二月	二十七日	免本職	内閣
同	年	同月	同日	独逸国駐在員取締兼勤ヲ免ス	陸軍省
同	年	同月	同日	補歩兵第七聯隊長	同
明治	四十年	十月	四日	任陸軍少將	内閣總理大臣
同	年	同月	同日	補第十四憲兵隊長	陸軍省
同	年	十二月	十日	叙正五位	宮内大臣
明治	四十一年	十二月	二十一日	免本職補韓國駐劄軍參謀長兼韓國駐劄憲兵隊長	陸軍省
明治	四十二年	八月	一日	免兼	
明治	四十三年	六月	十五日	韓國駐劄憲兵司令官	
同	年	十月	一日	兼朝鮮總督府警務部長	
大正	元年	十二月	二十六日	任陸軍中將	
大正	三年	四月	十七日	補參謀次長	
大正	四年	十月	四日	補第六師團長(熊本)	
大正	七年	六月	六日	補台湾總督	
大正	七年	七月	二日	任陸軍大將	
大正	八年	八月	二十日	兼台湾軍司令官	
大正	八年	十月	二十六日	死亡	